

令和6年

寒河江市農業委員会第1回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

# 寒河江市農業委員会

## 第1回総会

日時 令和6年1月25日（木）午前9時00分  
会場 寒河江市役所1階 議会会議室

### 出席委員

1番 山田和義	2番 影沢政俊	3番 後藤孝好
4番 西尾沙織	5番 眞木早百合	6番 郷野富司男
7番 猪倉通文	8番 氏家理香	9番 安孫子智
10番 大泉孝彦	11番 鈴木浩之	12番 原田義人
13番 芳賀宏	14番 高橋博	15番 奥山浩二
16番 布施功子	17番 片桐道雄	18番 木村三紀

### 事務局

事務局長 猪倉秀行	事務局長補佐（総括） 芳賀豊彦
事務局長補佐（農地担当） 日下部靖広	総務係主任 木村龍一
農地係主事 芳賀遼太郎	

### 報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 農地の転用事実に関する照会について
- (4) 時効取得について

### 議事

- (1) 議題1号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議題2号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議題3号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議題4号 非農地証明願の審議について
- (5) 議題5号 農用地利用集積計画書の審議について

開会 午前 8時57分

木村議長            それでは、ただいまより寒河江市農業委員会第1回総会を開催します。

はじめに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立します。

木村議長            次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長            それでは、3番の後藤委員、9番安孫子委員にお願いします。

木村議長            次に、「書記任命」ですが、木村主任にお願いします。

木村議長            次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当))    はい、議長。

報告事項につきまして、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長            ただいまの報告について何か質問はございますか。大泉委員。

大泉委員

はい議長。10番大泉です。

3ページ、順位3番から順位15番まで、[ ]さんの解約について説明申し上げます。[ ]さんの解約の案件ですが、[ ]さんは水稲と果樹、ぶどうの認定農家でありまして、高齢に伴い、規模を縮小して果樹に専念したいとのことで水稲の解約に至った次第です。それで中間管理機構での解約届案件ですが、他にも大江町の飛び地なども数か所ありました。今現在地主さんと引き継いでくださる担い手の農家さんと調整しており、ほぼすべてにおいて引き受けてくださる方向で進んでいるとのことであります。以上です。

木村議長

ありがとうございました。事務局からは何かありますか。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） 特にありません。

木村議長

それでは、早速議事に入ります。

議第1号から議第5号までの議案について一括上程します。

(1) 議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第4号「非農地証明願の審議について」

(5) 議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」

以上、議第1号から議第5号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」と議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、私18番の木村が関係委員となって

おります。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。片桐会長職務代理人、よろしく申し上げます。片桐会長職務代理人。

片桐会長職務代理人 はい、議長。17番、片桐です。

去る1月18日に開催されました事前審査会の報告を行ないます。事前審査会では、今回の総会に係る案件について、各地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果の報告に基づく審査と、事前審査会における現地調査として、農地法第5条の許可申請案件2件、非農地証明願案件1件の合計3件を審査しました。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」順位1番、寒河江地区内ノ袋の建売分譲用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に順位2番、南部地区西浦の宅地分譲用敷地への転用案件です。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地であり、計画どおりであれば、特に問題ないと判断しました。

次に、議第4号「非農地証明願の審議について」順位1番、南部地区の案件です。現地は、大字高屋字台下の土地で、別の農地にある農作業小屋が高速道路にかかってしまい、移転を迫れ、平成9年6月に農地法第4条一時転用の許可を受けましたが、農地へ復元することなく、現在に至っているもので、非農地と判断することはやむを得ないとなりました。その他申請された案件については、すべて異議なしとされたところ です。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

木村議長

ご苦勞様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間については30分程度としまして、9時30分までとします。それでは地区審査の間暫時休憩とします。

休憩 午前 9時04分

再開 午前 9時35分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、私木村が関係委員になっておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めますのでご協力をお願いします。

それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第1号「農地法第3条の規定による許可処分について」、9ページをお開きください。順位1番。

(議案書順位1番朗読)

1月14日に寒河江・南部地区の委員、推進委員で現地確認を行って参りました。場所につきましては、石持集落の上原自動車がありますが、それを八鍬方面に向かいましてその信号機の交差点を右に曲がったところに位置します。借人と貸人は祖父と孫の関係でありまして、借人は現在仙台市に居住しておりまして、家族と同居しておりません。ただ、仙台から通いにて祖父のさくらんぼを借用し、新規就農を行っております。よって、意欲的に営農を行っていることが認められ、農地の面積を拡大したいという意向もありますので、問題は無いだろうと確認しております。なお、事前審査、地区審査何れも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続きまして順位2番と3番、白岩地区眞木委員お願いします。眞木委員。

眞木委員 はい、議長。5番、眞木です。

順位2番。

(議案書順位2番朗読)

順位2番について、1月12日に白岩地区全農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は112号線周辺宮内地区2筆になります。譲渡人は東京に住んでおり、農業をすることができないので現在耕作をしている譲受人■■■■さんに農地を購入してもらいたいとのことでした。引き続き野菜を作付けするとのことと周辺農地への影響は無いと思われます。地区審査でも異議ありませんでした。

続いて順位3番。

(議案書順位 3 番朗読)

順位 3 番について、1 月 1 2 日に白岩地区全農業委員、推進委員で現地確認を確認して参りました。場所は白岩地区旧 1 1 2 号線を一本山際に入った道沿いにある農地 2 つになります。譲渡人は寒河江に引っ越すにあたり、今まで水田を耕作していた譲受人 [REDACTED] さんにすべて贈与したいとのことでした。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい。議長。

順位 1 番から 3 番まで、農地法第 3 条調査書に基づく調査の結果、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たしていると考えます。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

片桐会長職務代理者 ないようですので、採決します。

議第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。



(全員挙手)

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第1号は原案のとおり決定いたしました。

片桐会長職務代理者 議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(関係委員入室)

片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。議第1号は原案のとおり決定したことを報告します。議長を木村会長と交代します。

(議長交代)

木村議長 議長を交代し、議事を進めます。

次に、議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

西根・三泉地区、芳賀委員、お願いします。芳賀委員

芳賀委員 はい、議長。13番、芳賀です。議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」11ページをご覧ください。

(議案書順位1番朗読)

これにつきましては、先般の農業委員会総会で議案としてあげられまして、協議された案件でありまして、          さんのお父さん、          さんで申請がされておりました。          さんが亡くなられたとのことで相続登記が終了した関係で、

■■■■さんで再度申請したものになります。続きまして順位  
2番。

(議案書順位2番朗読)

これにつきましては、すでに転用されているとのことで、  
申請を失念していた案件となっております。令和5年12月  
20日付で農業用施設への変更があったとのことです。これ  
につきましては、1月14日に西根地区・三泉地区の農業委  
員、推進委員で確認をして参りました。場所につきましては、  
寒河江警察署の付近に魚河岸という寿司屋さんがあります。  
112号線の西の方に入っていきます。そこから2～300  
mのところが今回の場所になります。農作業に必要なもので  
あるため問題ないと判断しました。

地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお  
願いします。事務局。

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

順位1番は住宅建築用敷地への転用申請となっております。  
申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種  
農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区  
分と転用目的は問題ないと考えます。

順位2番は農作業小屋及び農機具庫並びに休憩室建築用敷  
地への転用申請となっております。この申請は追認の申請に  
なります。申請地は農用地区域内の農地であり、農振法の農  
用地から農業用施設用地への用途変更の手続きが済んでいる

農地となっております。農用地区域内にある農地は原則不許可ですが、農業用施設用地への用途変更が済んでおりますので、農地区分と農地転用目的は問題ないと考えます。農業用の施設であり、追認はやむを得ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第2号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

はじめに寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、13ページをお開きください。

(議案書順位1番朗読)

場所につきましては陵南中学校の東側にあります陵南さとう整形外科付近になります。1月18日の事前審査会において出席農業委員と推進委員で現地の確認を実施しております。周辺は宅地、建物等が立ち並んでおり、また、地域における生活道路に面した住宅街に立地しており、分譲住宅の需要が見込まれることから、申請通りであればなんら問題はないと判断してきました。続きまして順位2番。

(議案書順位2番朗読)

場所につきましては南部地区の薬王堂寒河江島店東側の西浦公民館の隣になります。この件についても1月18日の事前審査会において出席の農業委員と推進委員で現地の確認を行って参りました。ここにつきましては分譲住宅の建設が予定されており、周辺は宅地、住宅が立ち並んでおり、申請通りであればなんら問題ないと判断しております。なお、地区審査においても異議ありませんでした。以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(事務局長補佐(農地担当)) はい、議長。

順位1番は建売分譲建築用敷地、順位2番は宅地分譲用敷

地への転用申請となっております。申請地は、都市計画区域内の用途地域にある農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第3号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。

木村議長

次に、議第4号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

寒河江・南部地区、山田委員、お願いします。山田委員。

山田委員

はい、議長。1番、山田です。

議第4号「非農地証明願の審議について」、15ページをお聞きください。

(議案書順位1番朗読)

場所につきましては南部の高速道路のインター付近、佐竹商事株式会社と農機具販売のヤンマーとの間に立っている建物となります。こちらの建物は既に農地に戻せない状態となっているとのことで、1月18日の事前審査会において出席の農業委員と推進委員で現地の確認を実施して参りました。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

木村議長

続いて、農地法に基づく許可要件について、事務局から説明をお願いします。事務局

事務局 (事務局長補佐 (農地担当)) はい、議長。

特にありません。

木村議長

ありがとうございました。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第4号「非農地証明願の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第4号は原案のとおり決定しました。

木村議長 次に、議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、私木村が関係委員になっておりますので、農業委員会等に関する法律第5条第5号及び寒河江市農業委員会総会会議規則第5条により、議長を片桐会長職務代理者へ交代し、退席します。

(関係委員退席) (議長交代)

片桐会長職務代理者 木村会長が関係委員になっており、退席しましたので、私が議長を務め、議事を進めますのでご協力をお願いします。それでは、地区担当委員より、議案の朗読と現地調査の結果、地区審査の結果の報告をお願いします。

初めに、白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員 はい、議長。5番、眞木です。

議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」18ページをお開きください。

(議案書朗読)

続いて、19ページの集計表をご覧ください。白岩地区2筆、田0.17ヘクタールです。

譲受人は認定農業者であり、中核農家でありますので問題ないと思われま。地区審査でも異議ありませんでした。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

続いて、農業経営基盤強化促進法に定められた各要件について、事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（事務局長補佐（農地担当）） はい、議長。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律附則第5条の改定により改正前の農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

片桐会長職務代理者 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

片桐会長職務代理者 無いようですので採決します。議第5号「農用地利用集積計画書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

片桐会長職務代理者 全員賛成ですので、議第5号は原案のとおり決定いたしました。議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

（関係委員入室）



片桐会長職務代理者 関係委員に申しあげます。

議5号は原案のとおり決定したことを報告します。

以上をもちまして、議長を木村会長と交代します。ありがとうございました。

(議長交代)

木村議長 これですべて、本日上程された議案については全て議決されました。

以上をもちまして、本日の総会を終了します。

ご苦労さまでした。

閉会 午前10時 3分

令和6年1月25日

第1回総会議長.....木村三紀.....

議事録署名委員 3番委員.....後藤孝好.....

議事録署名委員 9番委員.....安孫子智.....